第三条　この政令の施行の際現に薬事法第十四条若しくは第十九条の二の承認又は同法第二十三条の二の認証を受けている医薬品又は医療機器の検定については、施行日から平成二十七年六月三十日までの間は、なお従前の例によりその申請をすることができる。ただし、当該医薬品又は医療機器の検定について、新令第五十八条の規定による申請をしたことがある場合は、この限りでない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項第一号中「第六十一条まで」を「第六十条まで、第六十一条第二項」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十四号を第九十号とし、第八十号から第八十三号までを六号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五　一―（四―メトキシフェニル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第七十八号を第八十三号とし、第六十八号から第七十七号までを五号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二　（四―メチルナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第六十六号を第七十号とし、第五十六号から第六十五号までを四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第五十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九　（一―ブチル―一H―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十二号を第五十四号とし、第十六号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類

第一条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十一号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第四十条及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三中「該当する者」の下に「（同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加える。

第二十六条の四第三号中「限る」を「限り、同法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く」に改め、同条第六号中「該当する者」の下に「（同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、同条第九号中「限る」を「限り、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「、国民年金法」を「、二以上の国民年金法」に、「受給権を二以上有しているものであるとき」を「受給資格期間を満たしている場合」に改め、同項第二号中「受給権を有する」を「受給資格期間を満たしている」に改める。

（平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金保険制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金保険制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条から第九条までを次のように改める。

（国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第五条　当分の間、国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間における厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「による老齢基礎年金」とあるのは、「による老齢基礎年金（同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第十一条の六第四項において同じ。）」とする。